

博要住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 伊賀市の南部に位置する種生・老川両区において、住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い博要地域を形成していくことを目的として設立する。

(名称)

第2条 この会を博要住民自治協議会（以下「協議会」と言う。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
伊賀市種生1329番地の1 博要地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は博要地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境整備保全活動
- (3) 防災安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 博要地域に居住する住民
- (2) 博要地域に住所地を置く事業所
- (3) 博要地域で活動する自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認めた者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	2名
書	記	1名
会	計	1名
監	事	2名
幹	事	若干名

- 2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
- 3 幹事は会長が選任する。
- 4 部会長は各部会において選出する。
- 5 書記・会計は、会長が任命する。
- 6 書記・会計は、協議会の事務を総括する。

(役員の仕事)

第8条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 書記・会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 幹事は、協議会の運営にあたり、助言及び指導を行なう。

(役員の仕事)

第9条 前条の役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、総会、役員会、運営委員会及び実行委員会の会議とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席が無ければ開催できない。但し、委任状をもって出席に代えることができるものとする。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知す

ることを原則とする。

- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第 12 条 総会は、運営委員会委員・部会委員・まちづくり計画策定委員会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または会員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、監事の選出及び事務局の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること

(役員会)

第 13 条 会長は役員会を招集し、議長となる。

- 2 役員会は、運営委員会に諮る事項及び協議を必要とする事項について協議する。

(運営委員会)

第 14 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、部会長、副部会長及び幹事により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(まちづくり計画策定委員会)

第 15 条 協議会の活動の基本となる「博要地区 まちづくり計画」を策定する為、協議会にまちづくり計画策定委員会を置く。

- 2 まちづくり計画策定委員は、会長が委嘱し、総会に報告する。
- 3 まちづくり計画策定委員会は委員長が召集する。
- 4 委員長、副委員長は委員の中から選出する。
- 5 委員長は委員会を代表して会務を総括する。
- 6 委員の任期は 5 年とする。但し再選は妨げない。

- 7 委員長は、策定された計画を運営委員会に報告する。
- 8 委員長が必要と判断した時は、まちづくり計画の執行について調査を行う事が出来るものとする。

(実行委員会)

第16条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、必要に応じて協議会に実行委員会を置く。

(部会)

第17条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、協議会に次の部会を置く。

- (1) 自治会部会
 - (2) 自治振興広報部会
 - (3) 産業振興・環境整備及び美化部会
 - (4) 健康・福祉・ふれあい部会
 - (5) 防災部会
- 2 部会員は会長が会員の中から選任し運営委員会の同意を得るものとする。
 - 3 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
 - 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 - 5 副部会長は、会長を補佐し部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 6 部会長は、必要であると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることが出来る。
 - 7 自治会部会については、別に定める。

(各種委員会)

第18条 各事業計画を企画するための委員会を設置することができる。

- 2 委員は、会長より選任する。

(部会間の調整)

第19条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第4章 財務

(会計)

第20条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第21条 会員は、協議会の事業及び運営に必要な費用の一部を会費として納入することとする。

2 会費についての詳細は別に定める。

第5章 その他

(規約の変更)

第22条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第23条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年4月8日から施行する。

この規約は、平成23年5月15日から施行する。

この規約は、平成25年5月18日から施行する。